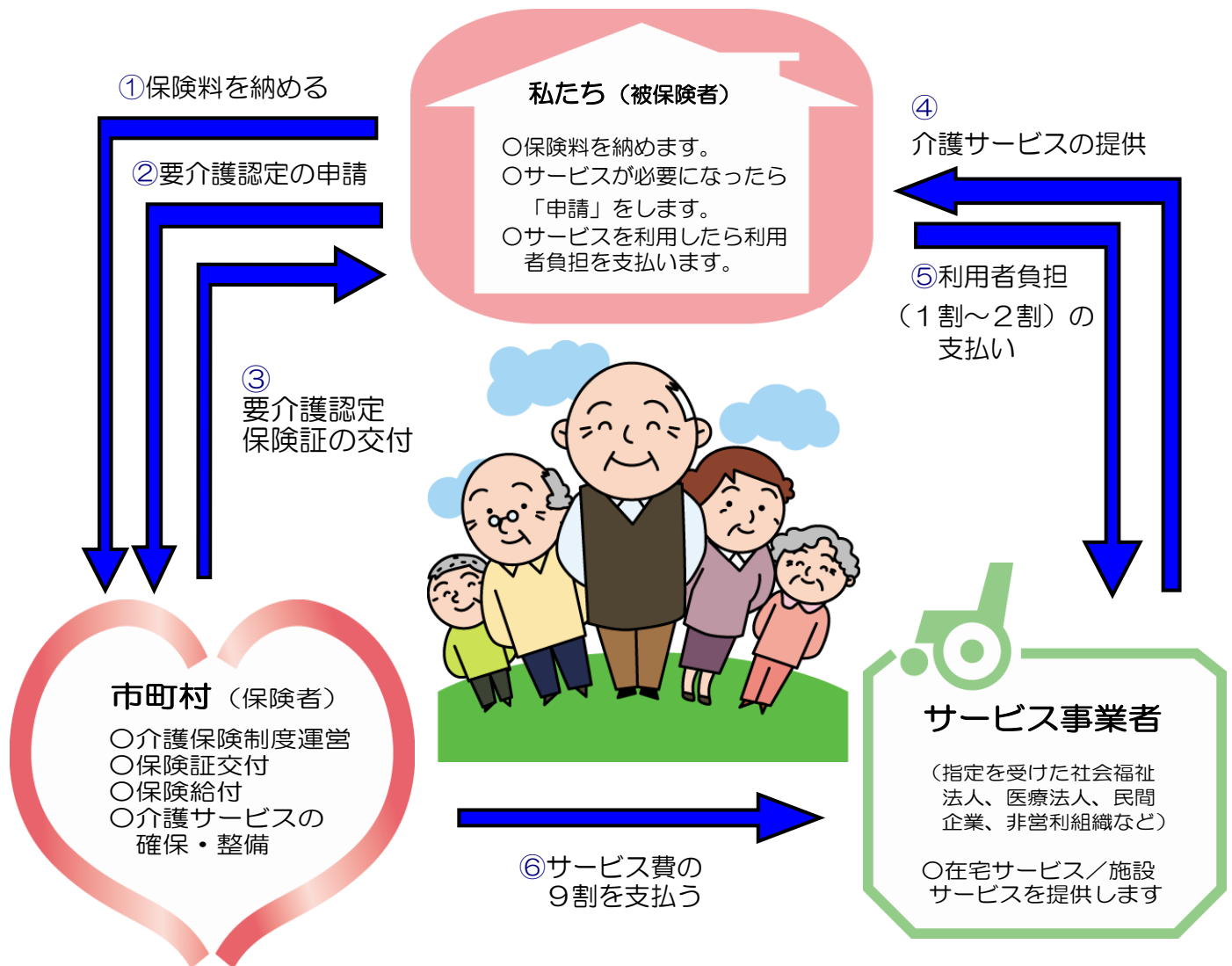


介護保険 サービスガイド

介護サービスを上手に利用しましょう

介護保険は、介護が必要になっても
その人らしい、自立した生活が送れるよう
支援する制度です



浜中町福祉保健課（老人福祉センター）

サービスの利用は、 まず「申請」から

①申請をします。

○申請の窓口は、浜中町地域包括支援センターです。申請は、本人のほか家族でもできます。



《地域包括支援センター》
0153-62-2194

○そのほか、次のようなところも申請の代行を行っています。
・指定居宅介護事業所（ケアマネージャー）
・介護保険施設（入所者のみ）

②要介護認定が行われます。

- 訪問調査
・調査員から、心身の状態について聞き取り調査を受けます。
- 主治医の意見書
・浜中町の依頼により、主治医が意見書を作成します。
- 認定調査
・「コンピュータによる一次判定」や「主治医の意見書」をもとに、どのくらいの介護が必要かなどを、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

更新の申請

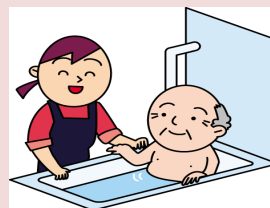
○認定には有効期間があります。引き続きサービスを利用したいときは、認定の有効期間が過ぎる前に「更新」の手続きをしましょう。



※状態が大きく変化したときはいつでも変更申請ができます

⑤サービスを利用し、費用の1割を支払います。

- （一定所得がある方は2割）
- ケアプランにそって、サービスを利用します。
- サービスを利用したら、かかった費用の1割～2割を支払います。



○認定結果に不満がある場合は・・・

通知を受け取った日の翌日から60日以内に不服申し立てができます。不満がある場合は、まずは浜中町の介護保険係にご相談ください。

③認定の結果が届きます

○介護が必要な度合い（要介護度）が決まり、月々の利用限度額が決まります。認定は「要支援1～2」「要介護1～5」のいずれかに分かります。

要介護度	心身の状態例	利用できるサービス
要支援1	社会的支援を部分的に要する状態	「新予防給付」によるサービスが利用できます (施設サービスは利用できません)
要支援2	排泄や食事はほとんど自分でできるが、立ち上がり歩行などに支援が必要。	
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。排泄・入浴などに一部介助が必要。	「居宅サービス」 または 「施設サービス」 が利用できます。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力ではできないことがある。排泄や入浴などに一部または全体の介助が必要。	
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要。	
要介護4	排泄、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。	
要介護5	意志の伝達が困難。生活全般について、全面的介助が必要。	
非該当(自立)	支援や介護が必要とは認められない。	介護保険のサービスは利用できませんが浜中町の保健福祉サービス・地域支援事業を利用できます。

④ケアプランを作り事業者と契約します

居宅サービス

○ケアマネージャーと相談しながら、どんなサービスを利用するか選びます。

○ケアプラン（介護サービス計画）を作り、サービス事業者と契約を結びます。

※ケアプランの作成については利用者の負担はありません

施設入所を希望する方は、施設に直接申し込みます。

浜中町では、介護予防や健康づくりのための事業を実施しています！

一般の高齢者が対象

健康づくり教室などを通して、いつまでも健康でいられるようアドバイスをします。

- 各地区での健康教室・健康相談
- ハツラツ倶楽部わっはっは
- 介護予防教室ほのぼのくらぶ（要相談）

◎相談により、保健師・栄養士・歯科衛生士の訪問も行っています。

原則として費用の 1割を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1割です。
(一定以上の所得がある方は2割または3割です)

在宅サービスの費用

介護保険で利用できる額には上限があります。

◆主な在宅サービスの支給限度額

要介護度	利用限度額（1ヵ月）
要支援1	5万 30円
要支援2	10万4,730円
要介護1	16万6,920円
要介護2	19万6,160円
要介護3	26万9,310円
要介護4	30万8,060円
要介護5	36万 650円

※左記の利用限度額で利用できる、

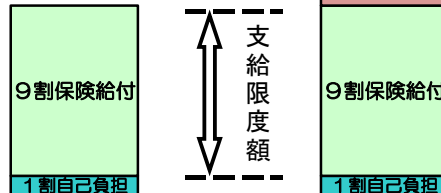
「居宅サービス」

- 訪問介護（ホームヘルパー）
- 訪問看護
- 通所介護（デイサービス）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 福祉用具貸与
- 訪問入浴
- 通所リハビリ（デイケア）

利用限度額を超えてしまったらどうすればいいの？

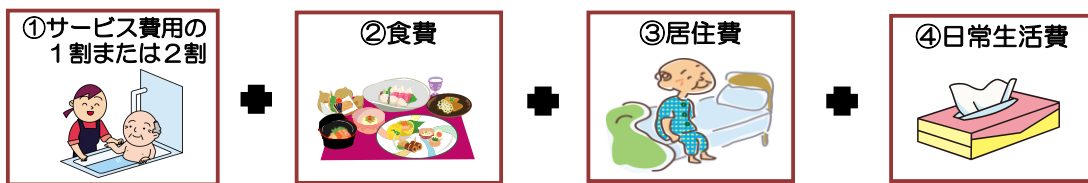
上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分の全額を利用者に負担していただきます。

※超えた分は高額介護サービス費の対象にはなりません。



施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下記の費用がかかります



●低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。

◆食費・居住費（滞在費）の負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	利用者負担段階	居住費（滞在費）等の負担限度額				食費の負担限度額		
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室			多床室	
				特養	老健療養			特養
第1段階	高齢福祉年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方・生活保護受給されている方	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円を超える方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円
第4段階	住民税課税世帯の方	1,970円	1,640円	1,150円	1,640円	840円	370円	1,380円

利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）が、右表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

※町介護保険係に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。
 ※支給限度額を超えた利用者負担分などは対象になりません。

所得の段階区分	世帯の限度額（月額）
①現役並み所得者 <small>・課税所得145万円以上</small>	世帯 4万4,400円
②一般 <small>・①・③～⑤に該当しない</small>	世帯 3万7,200円
③市町村民税非課税者	世帯 2万4,600円
④うち課税年金収入額 + 合計所得金額が80万円以下	世帯 2万4,600円 ※
⑤うち老齢福祉年金受給者等	個人 1万5,000円

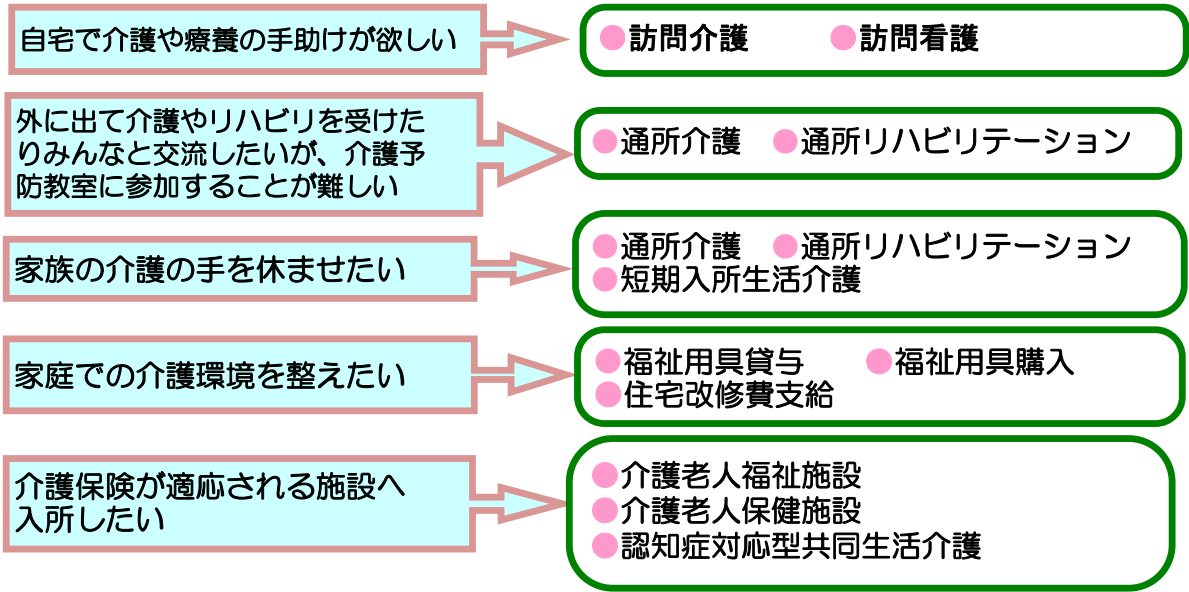
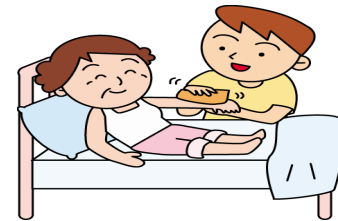
○介護保険と医療保険の1年間の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の負担額が（介護保険は「高額介護サービス費」、医療保険は「高額療養費」）を適用したあとの利用者負担額が、年間（8月～翌年7月）で合算して負担限度額を超えた場合は、申請により超えた分があとから支給されます。

介護保険のサービス

こんなときに、 こんな介護サービスを

介護保険サービスにはいろいろなサービスがあります。
 なるべく自立した生活が続けられるように、また、介護する人の負担をできるだけ軽くするため必要なときに必要なサービスを利用しましょう。




介護保険で利用できるサービス

在宅サービス

★施設を利用したサービスの場合、食費・滞在費・日常生活費など別途負担が必要です。

●訪問を受けて利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人																										
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #add8e6; display: inline-block;">訪問介護（ホームヘルプ）</div>																											
<p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。</p> <p>◆自己負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">◎身体介護</td> </tr> <tr> <td>（30分未満）</td> <td style="text-align: right;">314円</td> </tr> <tr> <td>（30分以上1時間未満の場合）</td> <td style="text-align: right;">498円</td> </tr> <tr> <td>（1時間以上1時間30分未満）</td> <td style="text-align: right;">729円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">◎生活援助</td> </tr> <tr> <td>（30分以上45分未満）</td> <td style="text-align: right;">229円</td> </tr> <tr> <td>（45分以上）</td> <td style="text-align: right;">283円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">◎初回加算</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">219円</td> </tr> </table>	◎身体介護		（30分未満）	314円	（30分以上1時間未満の場合）	498円	（1時間以上1時間30分未満）	729円	◎生活援助		（30分以上45分未満）	229円	（45分以上）	283円	◎初回加算			219円	<p>利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの支援を受けられます。</p> <p>◆自己負担のめやす（月単位の定額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>◎週1回程度の利用（1ヶ月）</td> <td style="text-align: right;">要支援1・2 / 1,285円</td> </tr> <tr> <td>◎週2回程度の利用（1ヶ月）</td> <td style="text-align: right;">要支援1・2 / 2,569円</td> </tr> <tr> <td>◎週3回程度の（1ヶ月）</td> <td style="text-align: right;">要支援2のみ / 4,075円</td> </tr> <tr> <td>◎初回加算</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> </table> <p>※身体介護・生活援助の区分はありません。</p>	◎週1回程度の利用（1ヶ月）	要支援1・2 / 1,285円	◎週2回程度の利用（1ヶ月）	要支援1・2 / 2,569円	◎週3回程度の（1ヶ月）	要支援2のみ / 4,075円	◎初回加算	220円
◎身体介護																											
（30分未満）	314円																										
（30分以上1時間未満の場合）	498円																										
（1時間以上1時間30分未満）	729円																										
◎生活援助																											
（30分以上45分未満）	229円																										
（45分以上）	283円																										
◎初回加算																											
	219円																										
◎週1回程度の利用（1ヶ月）	要支援1・2 / 1,285円																										
◎週2回程度の利用（1ヶ月）	要支援1・2 / 2,569円																										
◎週3回程度の（1ヶ月）	要支援2のみ / 4,075円																										
◎初回加算	220円																										
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #add8e6;"> <p>ご注意ください！ 以下のサービスは介護保険の対象にはなりません。</p> <p>本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・本人以外の家族のための家事 <li style="width: 50%;">・家具の移動や修繕・模様替え <li style="width: 50%;">・預金の引き出し・預入 <li style="width: 50%;">・草むしり など </div>																											
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; background-color: #add8e6; display: inline-block;">訪問看護</div>																											
<p>医師の指示にもとづいて、疾病等を抱えている人が、看護師などに訪問してもらい療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p>  <p>◆自己負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>（30分未満）</td> <td style="text-align: right;">545円</td> </tr> <tr> <td>（30分以上1時間未満の場合）</td> <td style="text-align: right;">948円</td> </tr> <tr> <td>（1時間以上1時間30分未満）</td> <td style="text-align: right;">1,296円</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </table>	（30分未満）	545円	（30分以上1時間未満の場合）	948円	（1時間以上1時間30分未満）	1,296円	初回加算	300円	<p>医師の指示にもとづいて、疾病等を抱えている人が、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p> <p>◆自己負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>（30分未満）</td> <td style="text-align: right;">522円</td> </tr> <tr> <td>（30分以上1時間未満の場合）</td> <td style="text-align: right;">915円</td> </tr> <tr> <td>（1時間以上1時間30分未満）</td> <td style="text-align: right;">1,253円</td> </tr> <tr> <td>初回加算</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> </table>	（30分未満）	522円	（30分以上1時間未満の場合）	915円	（1時間以上1時間30分未満）	1,253円	初回加算	300円										
（30分未満）	545円																										
（30分以上1時間未満の場合）	948円																										
（1時間以上1時間30分未満）	1,296円																										
初回加算	300円																										
（30分未満）	522円																										
（30分以上1時間未満の場合）	915円																										
（1時間以上1時間30分未満）	1,253円																										
初回加算	300円																										

訪問リハビリテーション

医師の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士などに訪問してもらい、居宅での生活機能の維持向上のためのリハビリテーションが受けられます。

◆自己負担のめやす（1時間）

945円

※このほかに通所リハマネジメント加算230円（1ヶ月）がかかります。

医師の指示にもとづいて、理学療法士や作業療法士などに訪問してもらい、居宅での生活機能の維持向上のためのリハビリテーションが受けられます。

◆自己負担のめやす（1時間）

894円

※このほかに予防リハマネジメント加算230円（1ヶ月）がかかります。



●通所して利用する

要介護1～5の人

要支援1・2の人

通所介護（デイサービス）

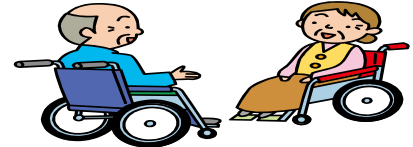
通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などの日帰りで受けられます。

◆自己負担のめやす（1回）

要介護1	／	1,174円
要介護2	／	1,274円
要介護3	／	1,392円
要介護4	／	1,490円
要介護5	／	1,598円

※入浴50円 + 食費500円含みます。

通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。



◆自己負担のめやす（月単位の定額）

要支援1（週1回めやす）	1,850円
要支援2（週2回めやす）	3,788円

※1回あたり別途入浴500円・食費500円がかかります。

通所リハビリテーション

医療施設などで、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。

◆自己負担のめやす（1回）

要介護1	／	498円
要介護2	／	579円
要介護3	／	659円
要介護4	／	761円
要介護5	／	862円

※このほかに通所リハマネジメント加算330円（1ヶ月）がかかります。

医療施設などで、リハビリテーションが日帰りで受けられます。



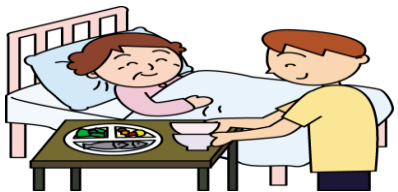
◆自己負担のめやす（月単位の定額）

要支援1（週1回めやす）	2,408円
要支援2（週2回めやす）	4,436円

● 居宅での暮らしを支える

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p style="text-align: center;">福祉用具貸与</p> <p>日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。</p> <p>福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品 ●特殊尿器 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり(工事を伴わないもの) ●歩行器 ●スロープ(工事を伴わないもの) ●徘徊探知機 ●移動用リフト(つり具を除く) ※要支援1・2及び要介護1の人は、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、徘徊探知器、移動用リフトは原則として保険給付の対象になりません。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>◆サービス費用について 実際に貸与した費用に応じて異なります。</p> </div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; width: 45%;"> <p>◆サービス費用について 実際に貸与した費用に応じて異なります。</p> </div> </div>	
<p style="text-align: center;">福祉用具購入</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。 ※申請が必要です。</p> <p>入浴や排せつなどに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入したとき、購入費が支給されます。 ※申請が必要です。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●腰かけ便座 ●入浴補助用具 ●特殊尿器 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>◆サービス費用について 同年度で10万円を上限に、費用の9割または8割が支給されます。</p> </div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; width: 45%;"> <p>◆サービス費用について 同年度で10万円を上限に、費用の9割または8割が支給されます。</p> </div> </div>	
<p style="text-align: center;">住宅改修</p> <p>手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ※事前に申請が必要です。</p> <p>介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。 ※事前に申請が必要です。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更 ●手すりの取り付け ●段差の解消 ●引き戸などへの扉の取り替え ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: 45%;"> <p>◆サービス費用について 20万円を上限に費用の9割または8割が支給されます。</p> </div> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; width: 45%;"> <p>◆サービス費用について 20万円を上限に費用の9割または8割が支給されます。</p> </div> </div>	

●短期間入所する

要介護1～5の人	要支援1・2の人																		
短期入所（ショートステイ）																			
<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆自己負担のめやす（1日） ◎介護老人福祉施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>654円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>728円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>804円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>877円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎を利用する場合は片道184円加算します。 ※食事代は1食あたり500円かかります。 ※個室の場合は別途加算があります。 ※居住費は1日あたり840円かかります。 ※オムツ代は金額に含まれています。</p> <p>例) 要介護2で2泊3日（送迎利用）の場合 2,552円 + 食事代(500円×7食)3,500円 + 居住費(840円×3日)2,520円 = 合計8,572円</p>		多床室	要介護1	654円	要介護2	728円	要介護3	804円	要介護4	877円	要介護5	950円	<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活の支援や機能訓練が必要です。</p>  <p>◆自己負担のめやす（1日）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>494円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>610円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送迎を利用する場合は、片道184円加算します。 ※食事代は1食あたり500円かかります。 ※個室利用の場合は別途が加算あります。 ※居住費は1日あたり840円かかります。 ※オムツ代は金額に含まれています。</p>		多床室	要支援1	494円	要支援2	610円
	多床室																		
要介護1	654円																		
要介護2	728円																		
要介護3	804円																		
要介護4	877円																		
要介護5	950円																		
	多床室																		
要支援1	494円																		
要支援2	610円																		

●在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の人	要支援1・2の人																		
特定施設入所者介護（有料老人ホーム・ケアハウス）																			
<p>有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。</p> <p>◆自己負担のめやす（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>16,080円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>18,060円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>20,130円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>22,050円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>24,120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※このほかに居室費・食事代・提供するサービスの料金がかかります。</p>		多床室	要介護1	16,080円	要介護2	18,060円	要介護3	20,130円	要介護4	22,050円	要介護5	24,120円	<p>有料老人ホームなどに入居している人が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆自己負担のめやす（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>6,090円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>14,070円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※このほかに居室費・食事代・提供するサービスの料金がかかります。</p>		多床室	要支援1	6,090円	要支援2	14,070円
	多床室																		
要介護1	16,080円																		
要介護2	18,060円																		
要介護3	20,130円																		
要介護4	22,050円																		
要介護5	24,120円																		
	多床室																		
要支援1	6,090円																		
要支援2	14,070円																		

施設サービス

介護保険施設に入所した場合は、サービス費用の1割（下表）・食費・居住費・日常生活費が利用者の負担になります。

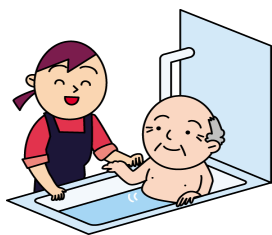
※非課税世帯では、食費・居住費の負担減額の対象になることもあります。

要介護1～5の人

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）ハイツ野いちご

《電話 65-3100》

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。



◆自己負担のめやす（月額）

	多床室
要介護1	20,846円
要介護2	23,110円
要介護3	25,441円
要介護4	27,706円
要介護5	29,937円

※食費 1,500円/日

多床室 840円/日

※個室は別途料金がかかります。

※原則要介護3以上の方が対象になります。

例) 要介護4の場合

月額利用料金27,706円 +

食費45,000円 + 居住費25,200円 =

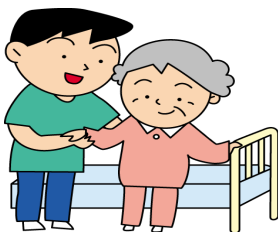
合計97,906円

※下記別途費用が含まれています。

- ・日常生活継続支援加算 1,080円
- ・看護体制加算 570円
- ・個別機能訓練加算 360円
- ・介護職員処遇改善加算 所定費用に11%を乗じた額

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。



◆自己負担のめやす（月額）

	多床室
要介護1	28,843円
要介護2	30,369円
要介護3	32,309円
要介護4	33,931円
要介護5	35,648円

※食費 1,430円/日

多床室 840円/日

※個室は別途料金がかかります。

例) 要介護3の場合

月額利用料金32,309円 +

食費42,900円 + 居住費25,200円 =

合計100,409円

※下記別途費用が含まれています。

- ・夜勤職員配置加算 720円
- ・認知症ケア加算 2,280円
- ・栄養マネジメント加算 420円
- ・サービス提供体制加算 540円
- ・介護職員処遇改善加算 所定費用に6%を乗じた額

介護療養型医療施設（療養病床等）町立浜中診療所

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。



◆自己負担のめやす（月額）

	多床室
要介護1	23,430円
要介護2	24,960円
要介護3	26,520円
要介護4	28,020円
要介護5	29,580円

※食費 1,380円/日

多床室 840円/日

例) 要介護4の場合

月額利用料金28,020円 +

食費42,900円 + 居住費25,200円 =

合計96,120円

※下記別途費用が含まれています。

- ・栄養マネジメント加算 420円

地域密着型サービス（原則として他の市町村のサービスは利用できません）

要介護1～5の人

要支援1・2の人

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）なごみ浜中

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護が受けられます。

◆自己負担額のめやす（1月につき）

	個室
要介護1	25,364円
要介護2	26,564円
要介護3	27,331円
要介護4	27,897円
要介護5	28,464円

※下記別途費用が含まれています。

・介護職員処遇改善加算 所定費用に11.1%を乗じた額

例) 要介護2の場合(4月)

月額利用料金26,564円 + 食費45,000円 + 居住費30,000円 + 水道高熱費10,500円 + 暖房費9,500円 = 合計121,564円

※入所月のみ、別途初期加算900円がかかります。

認知症の人が共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

※要支援1の人は利用できません。

◆自己負担額のめやす（1月につき）

	個室
要支援2	25,208円

※下記別途費用が含まれています。

・介護職員処遇改善加算 所定費用に11.1%を乗じた額

※入所月のみ、別途初期加算900円がかかります。

■グループホームなごみ浜中に入所した場合は、上記のほかに居住費・食材費など以下の料金がかかります。

- 食材料費: 45,000円
- 居住費: 30,000円
- 水道光熱費: 10,500円
- 暖房費(10月～4月): 9,500円
- 暖房費(5月～6月・9月): 3,200円



介護保険以外の保健福祉サービス

問い合わせ先

福祉係 TEL62-2305
地域包括支援係 TEL62-2194

事業名	事業内容
紙おむつ助成事業	<p>身体の障害及び疾病等で日常的に紙おむつ等の使用を必要とする65歳以上の高齢者に対し紙おむつ等の購入費の一部を助成します。</p> <p>○対象：・町内に在住する65歳以上の者（要介護3～5） ・重度の身体障害者で寝たきり又は常時車椅子を利用している者</p> <p>○内容：月額5,000円を助成</p>
日常生活用具貸付事業	<p>浜中町に居住するねたきり、ひとり暮らし、その他貸付を必要と認める世帯が必要とする日常生活用具を貸付します。</p> <p>○対象：ねたきり、一人暮らし、その他貸付を必要とする65歳以上の高齢者</p> <p>○内容：特殊寝台・マットレス・ポータブル浴槽・エアマット・歩行器・緊急通報装置・車椅子等</p>
T字ステッキ支給事業	<p>必要とするT字ステッキを給付し、障害を持つ高齢者の日常生活を支援します。</p> <p>○対象：65歳以上で日常生活において歩行に障害があり用具の必要性が認められる者</p> <p>○内容：T字ステッキの給付</p>
認知症高齢者介護手当支給事業	<p>在宅の認知症高齢者の介護に対し、介護の労をねぎらうため介護手当を支給します。</p> <p>○対象：65歳以上の在宅者で長谷川式スケールにより15点以下の者を無給で6ヶ月以上介護する者で審査により認められた者</p> <p>○内容：介護手当（月額10,000円）を支給する</p>
在宅重度障害者等福祉介護手当	<p>在宅の重度障がい者や寝たきり高齢者を介護している方に対し、介護の労をねぎらうため介護手当を支給します。</p> <p>○対象：65歳未満の在宅重度障がい者（身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定相当）又は65歳以上の高齢者で常時寝たきりの状態にある者を無給で6ヶ月以上介護する者で審査により認められた者</p> <p>○内容：介護手当（月額10,000円）を支給する</p>
福祉灯油購入助成	<p>老人世帯、障害者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成します。</p> <p>○対象：75歳以上単身・75歳以上で一方が70歳以上の夫婦世帯などで住民税非課税世帯</p> <p>○内容：1世帯当たり100Lを助成（助成券を交付）</p>
布団乾燥殺菌消毒サービス事業	<p>布団干しなどの寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具の丸洗い乾燥殺菌消毒を行います。</p> <p>○対象：虚弱老人世帯の方・重度身体障害のある方</p> <p>○内容：寝具の丸洗い乾燥殺菌消毒</p> <p>○料金：1回3,000円以内については無料</p>
短期宿泊事業	<p>在宅で介護を受けることが困難となった、高齢者等を介護者に代わって特別養護老人ホームに一時的に宿泊させ、介護を行います。</p> <p>○対象：65歳以上の高齢者で、介護保険非該当となった方・重度身体障害者</p> <p>○料金：1日につき3,000円</p>
除雪サービス事業	<p>徐排雪が困難な世帯の日常生活の安全のため、必要な箇所の除雪を行います。</p> <p>○対象：在宅で生活する65歳以上の高齢者で、一人暮らし世帯、高齢者だけの世帯</p> <p>○内容：20cm以上の積雪で住宅から生活道路までの除雪</p> <p>○料金：無料</p>



事業名	事業内容
自立生活ヘルパー事業	<p>在宅の高齢者等が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅の整理整頓、相談相手、安否確認などを行います。</p> <p>○対象：概ね65歳以上の高齢者のいる家庭で、高齢者又はその家族で生活支援サービスを必要とする者</p> <p>○内容：通院等の介助その他必要な身体介助・投薬受取・居宅の整理整頓・関係機関との連絡調整・相談相手・安否確認 等</p> <p>○料金：30分未満 150円・30分～1時間未満 300円 1時間以上 450円・1時間以上30分を増すごとに150円</p>
外出支援サービス事業	<p>在宅高齢者を外出支援サービス車両により居宅から医療機関などへの送迎を行います。</p> <p>○対象： <ul style="list-style-type: none"> ・概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者夫婦世帯で、身体の障害や慢性疾患を有しているため外出の際における移動手手段の確保が困難なもの ・寝たきりの高齢者または重度の身体障害者等を抱える家族で、本人が外出する際に移動困難が伴うため家族から要請がある場合 ・その他町長が移送を必要と認める者 </p> <p>○内容：運送区間～浜中町内</p> <p>○料金：片道1回30分未満 150円・片道1回30分以上1時間未満 300円 片道1回1時間以上 450円・片道1回1時間以上30分を増すごとに150円</p>
配食サービス事業	<p>高齢者・障がいのある方への食事配送及び安否確認を行います。</p> <p>○対象：概ね65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者夫婦世帯・障がいを有する方</p> <p>○内容：平日の14時～16時の間に弁当を配達</p> <p>○料金：1食500円</p>
認知症サポーター養成講座	<p>認知症の方や家族が安心して生活できるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の方・家族を支援する認知症サポーターを養成しています。</p> <p>○対象：認知症に関心のある方・自治会や職場等のグループ</p> <p>○内容：認知症の基礎知識・認知症の方への接し方等についての1回60分から90分の講座 ※小中学生・高校生等を対象とした認知症キッズサポーター養成講座もあります。</p>
ハツラツ倶楽部 わっはっは	<p>楽しみながら運動習慣を身につけ、人とのふれあいを通して心身の健康を保てるよう、転倒や疾病に起因した介護予防の活動を行います。</p> <p>○対象：60歳以上の方</p> <p>○内容：脳トレ・体操・ふまねっと・保健師や栄養士の講話・レクリエーション等 ※各地区で「ふまねっと教室」を開催したい場合も、ぜひご相談ください。</p>
ほのほのくらぶ	<p>要介護状態にならないよう、外出の機会を作り、運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・閉じこもりやうつ等を予防する活動を行います。</p> <p>○対象：要支援者・特定高齢者（定員15名、要相談）</p> <p>○内容：体操・ふまねっと・制作・調理実習等</p>
健康教室	<p>介護予防に役立つ基本的な知識の普及・啓発を行います。</p> <p>○対象：老人クラブ等のグループ</p> <p>○内容：健康や介護・福祉に関する講座</p>
JAはまなか デイサロン	<p>外出の機会を提供し、会話を楽しみながら和やかに過ごせる集いの場です。</p> <p>○対象：どなたでも可</p> <p>○内容：水曜日【10時～15時】自由に過ごす・看護師による血圧測定・健康相談等</p> <p>○料金：1,500円（送迎・食事込）</p>



65歳以上の方の介護保険料

保険料は所得によって分かれます

- 65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス量費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。
- 町の平成30～令和2年度の「基準額」は下記のとおり決まりました。

浜中町の基準額 56,400円（年額）

- 「基準額」は所得段階の「第5段階」の額にあたります。
- その「基準額」をもとに、所得によって1～9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階の方	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者※1で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ●世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額※2と年金収入の合計が80万円以下の方。 	1,408円	16,900円
第2段階の方	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方。	2,350円	28,200円
第3段階の方	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方。	3,283円	39,400円
第4段階の方	世帯内に課税者があり、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方。	4,225円	50,700円
第5段階の方	世帯内に課税者があり、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方。	4,702円	56,400円
第6段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方。	5,642円	67,700円
第7段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万未満の方。	6,108円	73,300円
第8段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万未満の方。	7,050円	84,600円
第9段階の方	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方。	7,992円	95,900円

- ※ 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
- ※ 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。
- ※ 年額保険料は端数の調整をしています。

介護保険に関するお問い合わせは・・・

浜中町役場 福祉保健課 介護保険係へ

TEL 0153-62-2319
FAX 0153-62-3049

介護保険料を滞納すると

以下の制約があります!!

介護保険でサービスを利用されるとき、利用者はかかった費用の1割（一定以上の所得がある方は2割または3割）を負担いただくだけで、後の9割（または8割もしくは7割）は介護保険から給付されます。

納付期限から1年以上、災害などの特別な事情がないのに介護保険料を納めていない方は、滞納期間の長さに応じて、次のような給付制限措置が決められています。

1年以上滞納すると

支払い方法が変更になります

介護サービスの利用者負担は1割（または2割もしくは3割）から10割になり、9割（または8割もしくは7割）分は後で町から払い戻しを受けるための申請が必要になります（保険給付の償還払い）。

1年6ヶ月以上滞納すると

保険給付が一時差し止められます

さらに滞納が続くと、利用者負担は全額自己負担になり、申請しても9割（または8割もしくは7割）分が払い戻しされなくなります（保険給付の一時差し止め）。保険給付が一時差し止めになっても保険料を納付しない場合には、差し止められた保険給付額が滞納保険料にあてられることとなります。

2年以上滞納すると

利用者負担が引き上げられます

保険料未納期間に応じて、利用者負担額が1割から3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費（1割の利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用）の支給が受けられなくなります。

※3割負担の方がこの措置の対象となった場合、利用者負担は4割負担となります。

利用者負担が引き上げられる期間は、保険料の未納期間が長いほど長くなるように設定されています。

この措置は現在サービスを受けていない場合でも、将来介護サービスを受けるときに適用になります。

皆さまから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源です。保険料の納付にご協力をお願いいたします。

浜中町の介護保険サービス事業所

地域包括支援センター

- ・浜中町介護予防支援事業所（霧多布）・・・・・・・・・・ 62-2194

居宅介護サービス事業所

<居宅介護支援事業所（ケアプラン）>

- ・浜中町ケアマネージメントセンター（霧多布）・・・ 62-2319
- ・ハイツ・野いちご居宅介護支援事業所（茶内）・・・ 65-3100
- ・浜中居宅介護支援センター あやめ（仲の浜）・・・ 62-3601
- ・しゃきょう介護プランセンター あじさい（霧多布） 62-5016

<通所介護（デイサービス）>

- ・デイサービスセンター ハイツ野いちご（茶内）・・・ 65-3100

<訪問介護（ホームヘルプサービス）>

- ・しゃきょう介護センターえぞふうろ（霧多布）・・・ 62-5252

<訪問看護>

- ・厚岸地域浜中訪問看護ステーション（霧多布）・・・ 62-5362

<短期入所生活介護（ショートステイ）>

- ・ショートステイ ハイツ野いちご（茶内）・・・・・・・・ 65-3100

施設サービス

<介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）>

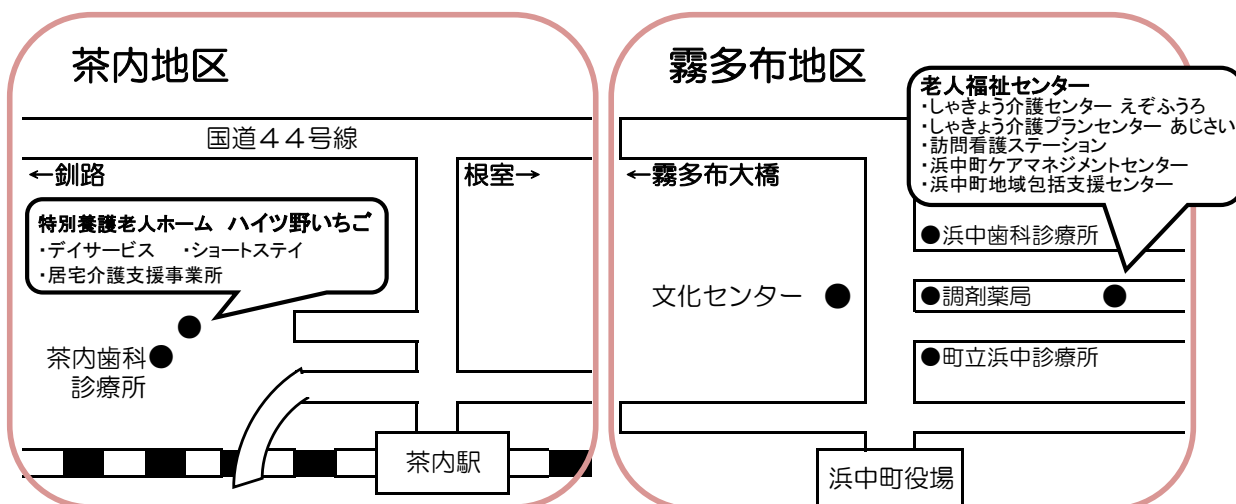
- ・特別養護老人ホーム ハイツ野いちご（茶内）・・・ 65-3100

<介護療養型医療施設>

- ・町立浜中診療所（霧多布）・・・・・・・・・・・・・・ 62-2233

<認知症共同生活介護施設（グループホーム）>

- ・グループホーム なごみ浜中（浜中）・・・・・・・・・・ 64-2121



浜中町地域包括支援センター

地域包括支援センターは、町が運営している機関で、高齢者のみなさんが住みなれた町で安心して暮らしていただけるように、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から高齢者やその家族を支えています。

○高齢者に関するさまざまな相談を受け付けています

介護や福祉、医療などに関することはもちろん、どこに相談したらよいかわからないような心配事や悩みは、まず地域包括支援センターにご相談ください。相談内容に応じて適切な機関等と連絡を取り、必要な情報やサービス、関係機関を紹介したり、支援したりします。

○高齢者の権利を守るための支援を行います

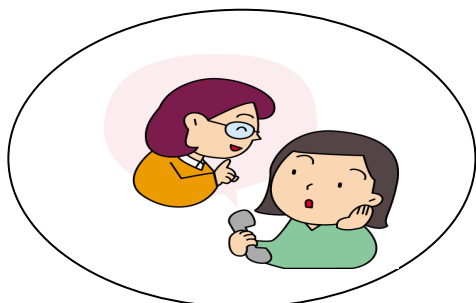
高齢者の虐待防止・早期発見、消費者被害、成年後見制度活用に関する相談や必要な支援を行います。

○介護予防に関する支援を行います

介護保険の要介護認定で「非該当」と判断された方や、アンケートや相談などから介護予防サービスの利用が必要と思われる高齢者の方を対象に、介護予防事業の利用に向けた支援を行います。要介護認定で「要支援1・2」の方を対象に、自立した生活を送ることができるよう支援します。

○高齢者を見守る関係機関のネットワークづくりを進めます

高齢者一人ひとりの心身の状態、生活環境の変化などにおけるさまざまな問題を解決するために、関係機関のネットワークを活用し、支援を行います。



高齢者に関する相談は

浜中町地域包括支援センターへ
(TEL 6 2 - 2 1 9 4)